



# ILOが再勧告

## 結社の自由の原則に則り労働基本権の確立を要請

ILO理事会は、6月20日、日本の公務員制度改革問題（2177号案件）に対する「結社の自由委員会第331次報告」を採択しました。昨年11月の勧告内容の実現を強く求めています。

政府は、昨年のILO勧告について、「中間報告」を理由に受け入れる考えを示さず、3月31日には、「日本の実情への誤解がある」などとして、従来の見解を繰り返した「政府追加情報」をILOに提出し理解を求めていました。

こうした日本政府の主張に対し、公務員の労働基本権の制約維持の考え方を見直すよう、再度強く要請しています。さらに、消防職員の団結権の保障など、結社の自由の原則に則った法改正を求めた5項目について、「早急な合意」と「進展状況」の報告を強く求めています。

政府は、もはや、「中間報告」や「特殊事情」を口実に、今次制度改革において公務員の労働基本権問題を先送りすることはできないことを認識すべきです。

石原行革担当大臣は、5月27日の笠森連合会長と小泉首相との政労会見での合意を踏まえ、「協議の場」の設置について前向きに検討する考えを示しています。勧告では、「労働組合との全面的で率直かつ有意義な協議の重要性」について、「政府に再度注意を喚起」しています。こうした指摘を踏まえ、政府は、勧告内容の実現に向けて真摯に努力すべきです。

私たちは、労働基本権を制約した公務員制度改革関連法案の延長国会への提出を、絶対に認めることはできません。3野党と連携し、連合とともに、いまこそ政府・与党に対し、ILO勧告の受け入れを強く求めていきましょう。

私たち  
は、  
透明で民主的な公務員制度改革  
を実現するため  
運動に取り組んでいます  
連合官公部門連絡会

労働基本権を  
確立した

# ILO 6.20勧告(抄)

(第287回理事会2003年6月20日採択)

- (1)委員会は政府に対し、公務員の基本的権利に対する現行の制約を維持するという、その公表した意図を見直すよう再度強く要請する。
- (2)委員会は再度関係者に対し、公務員制度改革について、および日本がすでに批准している87号および98号条約に述べられる結社の自由の原則に則った法改正について早急に合意が得られるよう努力すること、および進展を通知するよう再度強く要請する。合意はとりわけ、次の諸点についてなされるべきである。
  - ①消防職員及び監獄職員に団結権を保障すること。
  - ②地方公務員が登録制度実施の結果として過度の細分化を被ることなく、自ら選択する組織を結成できるよう保障すること。
  - ③職員団体がその専従役員の任期を自ら定められること。
  - ④公務員が団体交渉権と労働協約締結権を取得し、又、それらの権利が正当な理由により奪われている※公務員が適切な代償措置を享受できるよう保障すること。それらの措置は完全に結社の自由原則に合致するものでなければならない。
  - ⑤結社の自由の原則に則って公務員にスト権を付与し、この権利を正当に行使する労働組合の組合員及び役員が重い民事罰又は刑事罰の対象とならないことを保障すること。



- (3)委員会は政府に対し、公務における交渉事項の範囲について関係労働組合と有意義な対話をを行うよう要請する。
- (4)委員会は政府に対し、公務員の労使関係制度を改正する全ての法案の法文を委員会に提供するよう要請する。
- (5)委員会は政府に対し、上記すべての事項の進展について、委員会に情報提供を続けるよう要請する。

※訳注:「それらの権利が正当な理由により奪われている」とは、特定カテゴリの労働者の労働基本権がILOの結社の自由の原則が認める理由によって制約されていることを指す。

## ILO関係の取組経過

2002年	6月11日	9月24～27日	12月15～20日	11月21日	3月31日	4月15～18日	4月28日	6月20日
連合・連合官公部門連絡会がICFTI(国際自由労連)などとともにILOの結社の自由委員会に共同提訴。	ILO条約勧告適用委員会が98号条約の摘要に関して日本案件を個別審査開始。13日の同委員会で団体交渉権の保障などの主張を受け入れた議長集約を確認。	ウルフ・エドストレーマーILO理事、ガイ・ライダーセンFTU書記長ら国際労働組合組織代表が来日、国際労働基準に沿った公務員制度改革を政府・政党に要請。国際シンポジウム(25日東京、27日大阪)を開催。	ILO理事会が「労働基本権制約の再検討」などを労働側主張を全面的に受け入れた勧告を採択。	3野党・連合がILOに調査団を派遣。ILO本部担当者から勧告の背景・内容について事情聴取。	政府がILOに「追加情報」を送付。	トロツトマン・ILO労働側理事グループ議長が来日。政府にILO労働側理事33名の全員が署名した書簡を提出し、勧告受け入れを要請。あわせ政党に対しても要請行動。	坂口厚生労働大臣はILOンマビア事務局長に対して「政府と労働側が良く話しあい、その結果をILOに報告し、それに対するILOの意見を聞き、それを踏まえて政府の最終判断をしたい。こうした日本政府の考え方を理解して対応してほしい」と発言。	ILO理事会が日本案件(2177号案件)について再勧告。